



KOA INFORMATION



税理士法人 小山会計

2023' 3月 10日発行

〒386-0005 長野県上田市古里692-2
TEL : 0268-22-7615
FAX : 0268-22-7617
E-mail : koa-g@tkcnf.or.jp
URL : https://www.koa-g.com

2023年4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2023年4月の予定

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 期限=15日迄
- ・公共法人等の住民税均等割の申告及び納付 期限=30日迄
- ・固定資産税及び都市計画税第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日
- ・土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 期間=1日

2023年5月の予定

- ・特別農業所得者の承認申請 期限=15日迄
- ・令和4年分所得税延納分の納付
- ・個人事業者(中間申告が年3回)の消費税・地方消費税の中間申告と納付 以上の期限=31日迄
- ・市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
- ・自動車税の納付 以上の期限=各地方公共団体の条例で定める日

～20日、または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日(公示による)

2023年5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※ は事務所全体が休みです。

最近思うこと

23' March 税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

最近、東京商工リサーチ等の情報誌によると、今年に入ってからかなり倒産・解散等の会社が増加しているようである。コロナ禍にあつて経営悪化に伴う資金調達(3年前開始)、いわゆるゼロゼロ融資(無担保・無利子)の返済期日が今年から始まるが、とても世の中の景気はV字回復していないために、返済に行き詰まる企業が相当数見込まれる。

景気回復どころか最近の資材の高騰、電気・ガス等の水道光熱費の高騰、そして実際に、中小企業で対応できるか否かで別れるが、人件費の高騰・人材不足により、まともな経営ができなくなっている。半導体部品の調達が年内は通常に戻らない予想から、自動車関連製造業も、生産台数は落ちたままであるようである。

そして、本年十月一日から消費税制いわゆるインボイス制度が導入され、また来年(令和6年)から2年間の経過措置が切れて電子帳簿保存制度がスタートする。これ以外にも、今年4月から中小企業でも、月60時間超の残業の割増賃金を50%以上の割増率で計算しなければならぬ等、いろいろな制度改正が目白押しである。

ただでさえ経営環境が厳しい中で、また色々な事象を複雑化することが始まる。逆に簡略効率化し、生産性が上がり、企業の付加価値が向上する制度は、一切見当たらない。でも何とかして皆様方経営者は、企業存続のために日々経営努力されている

ことと思いません。こんな時代に企業経営されている方々には、本当に心から敬服いたします。

こんなことで日本全体の国力は、果たして向上するのでしょうか！逆にこんな時期は、これまでの経営に多少でも問題のあった先は、あつという間に淘汰されてしまうでしょう。

先日、新聞に、過去に当法人と関係していた会社の倒産記事が載っていました。関与していたのは、もうだいぶ前のことになりましたが、その当時、当該会社を担当していた当法人の担当者との会話の中で「果たしてこの会社は、将来何年存続できますか？」と話したことを思い出しました。

当該会社は、ある方からのご紹介で、その当時、経理担当者が突然退職し、経理体制が全く整備されておらず、全て一から当法人の担当者が相当時間をかけて整備してゆきました。そして数年経過したところで、会計事務所を変更したいと突然申し出があったので、あまり理由を深堀することなく、次の会計事務所にて資料を整備・引き継ぎしました。変更した理由は、後でわかったことですが、ある所からお金を支援してくれる会計事務所だったようです。

おそらく「義」よりも、ただ「目先の利」だけを追求する経営者は、いずれ長い目で見ると行き詰まってしまうでしょう！

大いに反省しなければならないと実感しました。

キャッシュレス決済の利用状況

昨年12月から一定のスマホアプリで国税の納付ができるようになるなど、キャッシュレス化が様々な形で進められています。ここでは、昨年12月に発表された調査結果*から、キャッシュレス決済の利用実態をみていきます。

現金のみ利用は2割弱

上記調査結果から、キャッシュレス決済利用者の割合をまとめると表1のとおりです。

全体の結果をみると、可能な限りすべてキャッシュレス決済を利用するフルCL層が36%、7~8割程度はキャッシュレス決済を利用するCL積極利用層が18%でした。その他、現金とキャッシュレスを半分ずつ程度利用する現金CL併用層が14%、2~3割はキャッシュレス決済、あとは現金を利用するCL消極利用層が15%、現金のみ利用する現金層が17%となりました。

年代別にみると、30代以下で現金層が20%以上となっていること、10-20代でフルCL層が30%を下回っていることが目立っています。

決済手段別では5割弱

次に、月間支出金額に占める各決済手段の割合をまとめると、表2のとおりです。

【表2】月間支出金額に占める各決済手段の割合

クレジットカード	34%
QRコード決済	8%
電子マネー	5%
銀行口座振替	17%
銀行口座振込	4%
現金	31%
その他	2%

経済産業省「キャッシュレス実態調査」より作成

クレジットカードの割合が34%で最も高いものの、現金も31%という状況です。次いで銀行口座振替が17%となっています。クレジットカード、QRコード決済、電子マネーを合わせると47%で、月間支出金額に占めるキャッシュレス決済の割合は50%弱という結果となりました。

この結果をみる限り、利用頻度は異なるものの、全体では8割程度の人々がキャッシュレス決済を利用していることとなります。皆様の肌感覚では、この割合はどのように感じられるでしょうか。

【表1】年代別キャッシュレス決済利用者の割合

	全体	10-20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
フルCL層	36%	29%	38%	36%	39%	38%	36%
CL積極利用層	18%	17%	17%	18%	18%	20%	21%
現金CL併用層	14%	16%	13%	14%	15%	15%	12%
CL消極利用層	15%	12%	12%	15%	16%	15%	17%
現金層	17%	27%	20%	18%	13%	12%	14%

経済産業省「キャッシュレス実態調査」より作成

*経済産業省のキャッシュレスの将来像に関する検討会の第4回検討会で提出された「キャッシュレス実態調査」の結果です。この調査は全国の20~70代の消費者4,800人を対象に、昨年11月に実施したwebアンケートです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。QRコードの商標は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/004.html

36協定にまつわるよくある質問

年度末に向け、「時間外労働・休日労働に関する協定」(以下、36協定)の締結に係る準備を始める企業も多いかと思います。そこで今回は、36協定にまつわるよくある質問を紹介します。

36協定の締結時期

労働基準法では労働時間の原則を1日8時間、1週40時間としており、この法定労働時間を超える労働を禁止しています。現実には多くの企業で、法定労働時間を超える時間外労働を命じているかと思いますが、労働者に時間外労働を命じるためには、あらかじめ36協定を締結し、所轄労働基準監督署に届出を行う必要があります。

この届出は、36協定に定められた有効期間の開始日以前に行わなくてはならないため、届出前までに締結します。労働者の過半数代表者等に余裕をもって説明し、締結が完了するよう早めに準備しましょう。

記載する人数

36協定には、労働者数を記載する欄が設けられています。この労働者数は、在籍している労働者の人数ではなく、時間外労働・休日労働を行わせることが想定される人数を記入します。

締結後、36協定の有効期間中に、入社や退職により記入した人数と実態が乖離したとしても再度締結して届け出る必要はなく、締結後に入社した労働者にも協定の範囲内で時間外労働や休日労働を命じることができます。

過半数代表者等の退職

労働者の過半数代表者等は、実際に36協定を締結する時点で、労働基準法の定める要件を満たしていることが必要です。

その後有効期間中に労働者の過半数代表者等が退職したとしても、締結をした36協定はその有効期間中において有効であり、36協定を再度締結したり、届け出たりする必要はありません。

会社側の締結当事者

労働基準法第36条では、使用者と労働者の過半数代表者等が36協定を締結することになっています。会社側の締結当事者は、代表取締役としている例が多くありますが、使用者とは、労働基準法第10条で、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者」と定義されており、代表取締役のみに限定されていません。

実際に事業主の立場に立ち、労働時間の管理をする権限があり、責任を負う立場にある人に当てはまるのであれば、代表取締役以外で、例えば工場長なども該当するケースがあるでしょう。

会社は協定内容を遵守する必要があり、協定内容を超えて時間外労働を命じることは、労働基準法違反となります。しかし実際は36協定を前年と同じ内容で、日付と人数だけ確認して作成しているケースも見受けられます。協定する内容や数字にどのような意味があるのかを確認した上で作成し、締結することが重要です。

事業主の皆様へ

令和5年3月分(4月支給給与)より 協会けんぽ長野支部の健康保険料率が改定されます。

健康保険・介護保険料率（令和5年3月分～ 適用）

◆健康保険料率…9.67% → 9.49% (-0.18%)

◆介護保険料率…1.64% → 1.82% (+0.18%)



令和5年3月分（4月支給給与）からの

協会けんぽ長野支部の健康保険料・厚生年金保険料表は裏面にございます。



令和5年度 雇用保険料率のご案内

- ◆令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。
 - ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

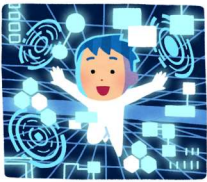
負担者 事業の種類	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 ①+②
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

健康保険料(協会けんぽ長野支部)・厚生年金保険料 令和5年3月分(令和5年4月支給給与)より (単位:円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料					厚生年金保険料	
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合(40歳以上～65歳未満の方)			一般、坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	日額	円以上	円未満	9.49%	4.745%	11.31%	5.655%	(0.91%)	18.300%	9.150%
					全額	折半額	全額	折半額	左の折半額に含まれる介護保険料	全額	折半額
1	58,000	1,930	～	63,000	5,504.2	2,752.1	6,559.8	3,279.9	527.8		
2	68,000	2,270	63,000	～ 73,000	6,453.2	3,226.6	7,690.8	3,845.4	618.8		
3	78,000	2,600	73,000	～ 83,000	7,402.2	3,701.1	8,821.8	4,410.9	709.8		
4(1)	88,000	2,930	83,000	～ 93,000	8,351.2	4,175.6	9,952.8	4,976.4	800.8	16,104.0	8,052.0
5(2)	98,000	3,270	93,000	～101,000	9,300.2	4,650.1	11,083.8	5,541.9	891.8	17,934.0	8,967.0
6(3)	104,000	3,470	101,000	～107,000	9,869.6	4,934.8	11,762.4	5,881.2	946.4	19,032.0	9,516.0
7(4)	110,000	3,670	107,000	～114,000	10,439.0	5,219.5	12,441.0	6,220.5	1,001.0	20,130.0	10,065.0
8(5)	118,000	3,930	114,000	～122,000	11,198.2	5,599.1	13,345.8	6,672.9	1,073.8	21,594.0	10,797.0
9(6)	126,000	4,200	122,000	～130,000	11,957.4	5,978.7	14,250.6	7,125.3	1,146.6	23,058.0	11,529.0
10(7)	134,000	4,470	130,000	～138,000	12,716.6	6,358.3	15,155.4	7,577.7	1,219.4	24,522.0	12,261.0
11(8)	142,000	4,730	138,000	～146,000	13,475.8	6,737.9	16,060.2	8,030.1	1,292.2	25,986.0	12,993.0
12(9)	150,000	5,000	146,000	～155,000	14,235.0	7,117.5	16,965.0	8,482.5	1,365.0	27,450.0	13,725.0
13(10)	160,000	5,330	155,000	～165,000	15,184.0	7,592.0	18,096.0	9,048.0	1,456.0	29,280.0	14,640.0
14(11)	170,000	5,670	165,000	～175,000	16,133.0	8,066.5	19,227.0	9,613.5	1,547.0	31,110.0	15,555.0
15(12)	180,000	6,000	175,000	～185,000	17,082.0	8,541.0	20,358.0	10,179.0	1,638.0	32,940.0	16,470.0
16(13)	190,000	6,330	185,000	～195,000	18,031.0	9,015.5	21,489.0	10,744.5	1,729.0	34,770.0	17,385.0
17(14)	200,000	6,670	195,000	～210,000	18,980.0	9,490.0	22,620.0	11,310.0	1,820.0	36,600.0	18,300.0
18(15)	220,000	7,330	210,000	～230,000	20,878.0	10,439.0	24,882.0	12,441.0	2,002.0	40,260.0	20,130.0
19(16)	240,000	8,000	230,000	～250,000	22,776.0	11,388.0	27,144.0	13,572.0	2,184.0	43,920.0	21,960.0
20(17)	260,000	8,670	250,000	～270,000	24,674.0	12,337.0	29,406.0	14,703.0	2,366.0	47,580.0	23,790.0
21(18)	280,000	9,330	270,000	～290,000	26,572.0	13,286.0	31,668.0	15,834.0	2,548.0	51,240.0	25,620.0
22(19)	300,000	10,000	290,000	～310,000	28,470.0	14,235.0	33,930.0	16,965.0	2,730.0	54,900.0	27,450.0
23(20)	320,000	10,670	310,000	～330,000	30,368.0	15,184.0	36,192.0	18,096.0	2,912.0	58,560.0	29,280.0
24(21)	340,000	11,330	330,000	～350,000	32,266.0	16,133.0	38,454.0	19,227.0	3,094.0	62,220.0	31,110.0
25(22)	360,000	12,000	350,000	～370,000	34,164.0	17,082.0	40,716.0	20,358.0	3,276.0	65,880.0	32,940.0
26(23)	380,000	12,670	370,000	～395,000	36,062.0	18,031.0	42,978.0	21,489.0	3,458.0	69,540.0	34,770.0
27(24)	410,000	13,670	395,000	～425,000	38,909.0	19,454.5	46,371.0	23,185.5	3,731.0	75,030.0	37,515.0
28(25)	440,000	14,670	425,000	～455,000	41,756.0	20,878.0	49,764.0	24,882.0	4,004.0	80,520.0	40,260.0
29(26)	470,000	15,670	455,000	～485,000	44,603.0	22,301.5	53,157.0	26,578.5	4,277.0	86,010.0	43,005.0
30(27)	500,000	16,670	485,000	～515,000	47,450.0	23,725.0	56,550.0	28,275.0	4,550.0	91,500.0	45,750.0
31(28)	530,000	17,670	515,000	～545,000	50,297.0	25,148.5	59,943.0	29,971.5	4,823.0	96,990.0	48,495.0
32(29)	560,000	18,670	545,000	～575,000	53,144.0	26,572.0	63,336.0	31,668.0	5,096.0	102,480.0	51,240.0
33(30)	590,000	19,670	575,000	～605,000	55,991.0	27,995.5	66,729.0	33,364.5	5,369.0	107,970.0	53,985.0
34(31)	620,000	20,670	605,000	～635,000	58,838.0	29,419.0	70,122.0	35,061.0	5,642.0	113,460.0	56,730.0
35(32)	650,000	21,670	635,000	～665,000	61,685.0	30,842.5	73,515.0	36,757.5	5,915.0	118,950.0	59,475.0
36	680,000	22,670	665,000	～695,000	64,532.0	32,266.0	76,908.0	38,454.0	6,188.0		
37	710,000	23,670	695,000	～730,000	67,379.0	33,689.5	80,301.0	40,150.5	6,461.0		
38	750,000	25,000	730,000	～770,000	71,175.0	35,587.5	84,825.0	42,412.5	6,825.0		
39	790,000	26,330	770,000	～810,000	74,971.0	37,485.5	89,349.0	44,674.5	7,189.0		
40	830,000	27,670	810,000	～855,000	78,767.0	39,383.5	93,873.0	46,936.5	7,553.0		
41	880,000	29,330	855,000	～905,000	83,512.0	41,756.0	99,528.0	49,764.0	8,008.0		
42	930,000	31,000	905,000	～955,000	88,257.0	44,128.5	105,183.0	52,591.5	8,463.0		
43	980,000	32,670	955,000	～1,005,000	93,002.0	46,501.0	110,838.0	55,419.0	8,918.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～1,055,000	97,747.0	48,873.5	116,493.0	58,246.5	9,373.0		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～1,115,000	103,441.0	51,720.5	123,279.0	61,639.5	9,919.0		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～1,175,000	109,135.0	54,567.5	130,065.0	65,032.5	10,465.0		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～1,235,000	114,829.0	57,414.5	136,851.0	68,425.5	11,011.0		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	～1,295,000	120,523.0	60,261.5	143,637.0	71,818.5	11,557.0		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	～1,355,000	126,217.0	63,108.5	150,423.0	75,211.5	12,103.0		
50	1,390,000	46,330	1,355,000	～	131,911.0	65,955.5	157,209.0	78,604.5	12,649.0		

4(1)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
 ◎健康保険料は、介護保険料に該当しない被保険者は標準報酬月額に1000分の94.9を、介護保険に該当する被保険者は1000分の113.1をそれぞれ乗じた額です。
 ◎厚生年金保険料は、一般について標準報酬月額に1000分の183を乗じた額です。
 ◎被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。①②に関わらず、事業主と被保険者で、特約がある場合は特約に基づき端数処理できる。



職員コラム

「メタバースとは？」

高松 俊昭

昨年あたりから、「メタバース」という言葉が聞かれるようになりました。Meta(高次元)と universe(宇宙)を組み合わせた造語ということです。

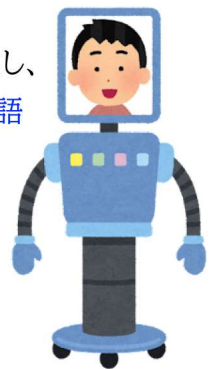
これは、仮想空間で、自分の分身(アバターといわれる)が、そこに集った人々とコミュニケーションを行うというものです。その場所では、会議などはもちろん、商取引なども行われ、通貨は**仮想通貨**が用いられると想定されています。

10年ほど前から、ゲームなどでは**仮想空間**が広がり、集ったユーザーでコミュニケーションを行いながらゲーム内の目的を達成するようなものはありました。その場合は、運営する会社がその世界の秩序を決定して、ユーザーがそのルールの中で活動してきましたが、仮想通貨で知られるブロックチェーンという仕組みを使って、一つの会社等ではなく、複数のユーザーで運営に関わるという構想もあるようです。

この新しい技術について想像してみます。現実世界とそっくりの世界がもう一つ仮想的に存在し、その世界においては、**移動は一瞬です。空は自由に飛べます。言葉の壁は無く自然に共通の言語に通訳されます。娯楽サービスなどは対価を仮想通貨で支払います。**

現実世界も当然共存すると思われまますので、相互に換金はできるし、どちらの世界で資金を稼いでも良いかもしれません。

このような世界が数年後には来るかもしれません。私たちはどのように関わっていくのか期待したいと思います。



固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間のお知らせ

今年も、各市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧期間が下記の通りとなります。

この時期は無料で固定資産課税台帳を縦覧することができますが、

お取り頂く際は、市町村によっては料金がかかる場合もございますので、

ご注意ください。

詳しくは各市町村へお問い合わせ願います。(縦覧時、本人確認のできるものが必要となります。)



編 集 後 記

今年も花粉症のシーズンが始まりました。今年のスギ花粉の飛散量は、過去十年平均の2.3倍ともいわれているようです。飛散量が多、年は初めて発症する人が多、との指摘もされていますから、今年には特に注意が必要ですね。

花粉症は、生活や仕事に決して小さくない影響を及ぼします。実際スギ花粉症に代表されるアレルギー性鼻炎患者の労働生産性の低下による経済的損失は、日本全体で年間4兆円とも兆円とも試算されているそうです。くしゃみや鼻をかむことで作業が中断させられたり、目のかゆみや鼻水で集中力を保ちづらかったり、鼻つまりで呼吸が増えることにより体内に取り込む酸素の量が減少して判断力が低下したり…花粉症の従業員のパフォーマンスの低下を感じている方は少なくないのではなんでしょうか。

このような状況を踏まえ、企業として花粉症対策に取り組むところも出てきているようです。例えば、オアシスがそれほど広くな、場合は、フィルターの空気清浄機を設置することで、ほぼ全ての種類の花粉を効率的に取り除くことが可能で、カセットが静電気を帯びているとオアシス内に花粉が付着、蓄積しやすくなりますから、専門業者に帯電を防ぐ処理を依頼するのも有効です。

花粉症は対策も取りやすく、またその効果も実感しやすいものですので、様々な取組みを検討してみるのもいいかもしれませんね。

(編集担当 荻原)

上田市・佐久市・小諸市・東御市
・坂城町 4/3~5/1

長野市・千曲市・松本市
4/3~5/31